

現行	改定	摘 要
<p data-bbox="442 695 1110 751">現場技術業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1092 1003 1383 1388">平成18年 4月 改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定</p> <p data-bbox="578 1644 976 1692">山梨県県土整備部</p>	<p data-bbox="1673 695 2341 751">現場技術業務共通仕様書</p> <p data-bbox="2309 1003 2599 1434">平成18年 4月 改定 平成23年10月 一部改定 平成24年10月 一部改定 平成26年10月 一部改定 平成27年10月 一部改定 平成28年10月 一部改定 令和元年10月 一部改定 令和 2年 4月 一部改定 令和 2年10月 一部改定 令和 6年10月 一部改定</p> <p data-bbox="1804 1644 2202 1692">山梨県県土整備部</p>	

現行	改定	摘 要
<p>第1002条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>28. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。 (2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>29. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>30. 「検査」とは、契約書第19条に基づき、検査員が業務の完了を確認することをいう。</p> <p>31. 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>32. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>33. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>34. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>第1029条 個人情報の取り扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第1002条 用語の定義 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>28. 「情報共有システム」とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>29. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。 ただし、県の定める情報共有システム試行要領に基づいて作成し、指示、請求、通知、報告、申し出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>30. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>31. 「検査」とは、契約書第19条に基づき、検査員が業務の完了を確認することをいう。</p> <p>32. 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>33. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>34. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>35. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>第1029条 個人情報の取り扱い 1. 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）等の関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p>	